

犯罪被害者等支援
メニューリスト
(令和8年9月1日現在)

石 狩 市

目次

石狩市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合相談窓口	1
2	犯罪被害者等見舞金	1
3	国民健康保険・後期高齢者医療	1
4	国民年金	2
5	税金・保険料	2
6	住居・生活	3
7	子育て	4
8	教育	5
9	障がい	5
10	高齢者	6
11	その他	7

国(警察)、北海道の支援メニュー・対応窓口

1	経済的支援	8
2	住居関係支援	8

市以外の主な相談窓口・支援機関

1	北海道警察	9
2	北海道被害者相談室	9
3	性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）	9
4	法テラス（日本司法支援センター）	10
5	札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会	10
6	公益財団法人 交通遺児等育成基金	10
7	公益財団法人 犯罪被害救援基金	10

石狩市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的相談窓口

項目	内容	窓口
総合的相談窓口	犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	広聴・市民生活課 TEL:72-3191

2 犯罪被害者等見舞金

項目	内容	窓口
見舞金の支給	犯罪の被害に遭われた場合、被害に遭われた方などに見舞金を支給します。 [見舞金の内容] ・遺族見舞金 30万円 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給 ・重傷病見舞金 10万円 犯罪行為により重傷病(1か月以上の療養)を負った方に支給 ・性犯罪被害見舞金 10万円 不同意性交等又は監護者性交等(未遂を含む)を受けた方に支給	広聴・市民生活課 TEL:72-3191

3 国民健康保険・後期高齢者医療

項目	内容	窓口
高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により超過額を高額療養費として支給します。	国民健康保険課 (国民健康保険加入の方) TEL:72-3633 (後期高齢者医療制度加入の方) TEL:72-3125
医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	国民健康保険加入の世帯主または世帯員が災害や失業等により収入が著しく減少したときなど、特別な事情により生活が困窮している場合、医療費の一部負担金の徴収の猶予や減免の相談に応じます。	

4 国民年金

項目	内容	窓口
遺族基礎年金の支給	国民年金に加入中の方、または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合、その方の子どもがいる配偶者またはこどもに支給します。	市民課 TEL:72-3122
障害基礎年金の支給	国民年金加入中または20歳になる前に初診日のある病気やけがなどで一定以上の障がいが残った場合に支給します。	
国民年金保険料の減免、納付	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じて減免や納付の相談に応じます。	

5 税金・保険料

項目	内容	窓口
税金・保険料の相談 (市道民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)	税金・保険料の納付が困難となった場合、状況に応じて減免や納付の相談に応じます。	【市道民税、固定資産税の減免】 税務課 TEL: (市道民税)72-3119 (土地)72-3120 (家屋)72-6120
		【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免】 国民健康保険課 TEL: (国保税)72-3123 (後期)72-3125
		【市道民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付相談】 納税課 TEL:72-3121

		【介護保険料の減免、納付相談】 高齢者支援課 TEL:72-6121
--	--	--

6 住居・生活

項目	内容	窓口
住所情報の保護	DVやストーカー行為、児童虐待等の被害者の方の申し出により、住民票の写しの交付を制限するなど、相手方が不当に被害者の住所を探索することを防止します。	市民課 TEL:72-3165
市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。 ・緊急時の一時的な入居(1年以内) ・抽選倍率の優遇	建築住宅課 TEL:72-3144
住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方で、受給要件を満たした方に、求職活動を行うことなどを条件として、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給するほか、同じく受給要件を満たし、家計改善の支援において転居によって家計が改善すると認められる方に、転居費用(上限あり)を支給します。	福祉総務課 TEL:72-3152
生活保護	生活が困難となった場合、生活の困難の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、生活の自立を援助します。	
生活困窮者の自立に向けての相談	生活に困窮している方の困りごとや不安などについて、専門の支援員が相談を受け、具体的な支援プランを作成し、各関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	
上下水道料金の納付	納付が困難となった場合などに、状況に応じて納付の相談に応じます。	水道営業課 TEL:72-3133

消費生活相談	消費生活、悪質商法、多重債務に関する相談について、消費生活相談員が相談に応じます。	消費生活センター TEL:75-2282
--------	---	-------------------------

7 子育て

項目	内容	窓口
子育ての悩み相談	子育てに関しての心配ごと、不安などの相談に応じます。子どもの虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センター TEL:72-3195
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、児童が就学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います	
就業の支援	母子家庭の母及び父子家庭の父の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。 (自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	
ショートステイの利用	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等に宿泊し、生活援助を受けることができます。	
児童扶養手当の支給	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障がいがある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課 (手当・医療費・支援施設) TEL:72-3128 (保育) TEL:72-3197
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の児童やその保護者または父母のない児童の医療費を助成します。 ※所得による制限があります。	
ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	

一時保育(一時預かり)の利用	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となった子ども(保育園等に入所していない子ども)を保育します。 ※利用料がかかります。	
助産施設の利用	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	
母子生活支援施設への入所	18 歳未満の子どもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	

8 教育

項目	内容	窓口
就学・教育相談	小学校や中学校における不登校やいじめなど様々な教育上の問題への対応。また、学習や学校生活での悩みを持つ子どもやその保護者への支援を行います。	教育支援課 TEL:76-8000
就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	学校教育課 TEL:72-3171
奨学金の支給	向学心があり、その能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な学生・生徒に対し、返還不要の奨学金を支給します。	

9 障がい

項目	内容	窓口
障がいに関する相談	障がいに関する相談(生活、仕事、権利擁護など)に応じ、必要な支援を行います。	障がい福祉課 TEL:72-3194

障がい者虐待に関する相談	障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	
自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する機能障害の治療のため治療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	
特別児童扶養手当の支給	20 歳未満の身体または精神に一定程度の障害がある児童を養育している方に、特別児童扶養手当を支給します。 ※所得等による制限があります。	
特別障害者手当の支給(20 歳以上) 障害児福祉手当の支給(20 歳未満)	身体または精神に一定程度の障害があり、在宅での日常生活において、常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。 ※所得等による制限があります。	

10 高齢者

項目	内容	窓口
高齢者の総合相談	高齢者に関する相談(介護、福祉、医療、権利擁護など)に応じ、必要な支援を行います。	地域包括支援センター (南地域包括支援センター) TEL:73-2221 (花川中央地域包括支援センター) TEL:77-6371 (北地域包括支援センター) TEL:75-6100 (厚田地域包括支援センター) TEL:78-1030 (浜益地域包括支援センター) TEL:79-5111
高齢者虐待に関する相談	高齢者の虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	

介護保険・介護サービスの利用に関する相談	介護保険や介護サービス、介護予防事業などの利用に関する相談に応じます。	高齢者支援課 TEL:72-6121
----------------------	-------------------------------------	-----------------------

11 その他

項目	内容	窓口
健康相談	心の悩みを含む健康に関する悩み全般について保健師や管理栄養士が相談に応じます。	健康推進課 TEL:72-3124 72-6124
家庭生活相談	家族・職場などの人間関係、人生の不安・心配事等に関する相談に応じます。	広聴・市民生活課 TEL:72-3191
人権相談	いじめ、差別、ハラスメントなどの様々な人権に関する問題について、人権擁護委員が相談に応じます。	
法律相談	賃借、契約、相続などの法律に関する相談について、弁護士が相談に応じます。 相談を受けた時点で優先して予約を受付けます。 [相談日] 毎月第1、第3水曜日(予約制) 時間:13:30~15:30	

国(警察)、北海道の主な支援メニュー・対応窓口

1 経済的支援

項目	内容	窓口
犯罪被害給付制度	殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給しています。 [給付金の種類] ・遺族給付金 ・重傷病給付金 ・障害給付金	警察本部警務課犯罪被害者支援室 TEL: 011-251-0110
医療費等の公費負担制度	対象となる性犯罪の被害にあわれた方の初診料や処置料等、身体犯事件の被害にあわれた方の診断書料等、これらの犯罪被害に起因して深刻な精神的不調を来した被害者の方や家族の方の精神療法等費用の公費負担を行っています。	

2 住居関係支援

項目	内容	窓口
道営住宅への優先入居	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等が道営住宅の入居募集に応募した場合に、公開抽選における当選率を一般の入居希望者に比べ優遇しています。	北海道建設部住宅局住宅課 TEL: 011-204-5583
被害直後等における居住場所の確保	女性相談支援センターにおいて、緊急時の一時保護を実施し、被害女性の安全の確保や心理的支援を行っています。	北海道立女性相談支援センター TEL: 011-666-9955
	一時避難に係る緊急避難場所の確保に要する経費や、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で負担しています。	警察本部警務課犯罪被害者支援室 TEL: 011-251-0110

市以外の主な相談窓口・支援機関

1 北海道警察

項目	内容	窓口
犯罪被害に関する 各種相談窓口	住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に相談センターを設置しています。	一般相談専用電話 TEL: #9110 性犯罪被害 110 番 TEL: #8103 又は011-242-0310 少年相談 110 番 TEL: 0120-677-110 暴力団に関する相談 TEL: 011-222-0200

2 北海道被害者相談室

項目	内容	窓口
犯罪被害に関する 各種支援相談	北海道の「犯罪被害者等総合相談窓口」及び北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として、犯罪被害者、その家族及び遺族の被害回復と軽減のための相談(カウンセリング)や直接的支援をはじめとした援助活動を行うとともに、被害者等支援に関する広報啓発を行っています。	電話相談: 011-232-8740 FAX 相談: 011-211-8151 メール相談: http://www.counseling.or.jp

3 性暴力被害者支援センター北海道(さくらこ)

項目	内容	窓口
性犯罪・性暴力被害に関する各種支援相談	性犯罪被害に関する相談に電話等により応じるほか、病院、警察、法廷等への付添いなど同行支援を行います。また、協力病院の紹介や弁護士による法律相談、心理士によるカウンセリングなど、専門家による支援を行っています。	電話相談: #8891(携帯電話) 又は0120-8891-77 メール相談: sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

4 法テラス(日本司法支援センター)

項目	内容	窓口
法的支援に関する相談	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介のほか、法テラスの支援制度を含む各種制度案内や相談窓口の紹介も行っています。	犯罪被害者支援ダイヤル TEL: 0570-079-714

5 札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会

項目	内容	窓口
法的支援・弁護士相談	法律に関する相談や、損害賠償請求等についての助言、裁判手続等に関する支援を行っています。	犯罪被害者弁護ライン (無料相談電話) TEL: 011-251-7822

6 公益財団法人 交通遺児等育成基金

項目	内容	窓口
育成給付金の支給	義務教育終了前の児童がいる自動車事故被害者家庭のうち、特に生計困窮度の高い状況にある家庭に対し、生活及び学業のための資金を支給しています。生活困窮家庭の家族が死亡した場合または重度後遺障害を被った場合には緊急時見舞金を支給しています。	TEL: 0120-16-3611 お問い合わせフォーム: https://www.kotsuiji.or.jp/form.html

7 公益財団法人 犯罪被害救援基金

項目	内容	窓口
奨学金の支給	犯罪被害者遺児等に対する学資の支給などの救援事業を行っています。採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を支給しています。	TEL: 03-5226-1020 ホームページ: https://kyuenkikin.or.jp/